小規模個人再生による再生計画不認可

平成２１年（再イ）第５７７号

札幌市南区澄川５条12丁目６番17号　メゾン澄川Ａ202号

再生債務者　小林　裕臣

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成21年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成21年12月16日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第４号

滋賀県長浜市高山町3521番地

再生債務者　高山佐太郎

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年６月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成21年12月16日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第８１２号

大阪府枚方市町楠葉２丁目27番７号

再生債務者　溝口　聖範

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成21年12月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第６１６号

札幌市豊平区中の島１条10丁目８番１号

再生債務者　小林　健太

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成21年12月16日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１８号

広島市安佐北区上深川町252番地の３

再生債務者　松田　裕司

1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年１月12日まで

4　一般異議申述期間　平成22年１月19日から平成22年２月２日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第９号

鹿児島市郡元２丁目10番４号

再生債務者　藤林　一成

1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年１月12日まで

4　一般異議申述期間　平成22年１月25日から平成22年２月１日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第１０００４号

長崎県佐世保市中原町10番20号

再生債務者　武富　正昭

1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年１月14日まで

4　一般異議申述期間　平成22年１月28日から平成22年２月４日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２１年（再ロ）第２２号

京都府宇治市槇島町十一５番地の８

再生債務者　㟢川　浩二

1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年１月15日まで

4　一般異議申述期間　平成22年１月22日から平成22年１月29日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第９号

秋田県横手市平鹿町浅舞字諏訪野128番地１

再生債務者　石川　　剛

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年１月６日まで

平成21年12月16日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第６号

石川県河北郡津幡町字横浜ろ62番地５

再生債務者　北本　　毅

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年１月12日まで

平成21年12月15日　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第５号

静岡県浜松市中区元浜町33番地の１　プチメゾン元浜館２－Ｂ

再生債務者　野田　　光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年12月16日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再ロ）第９号

熊本市八島２丁目１番37号

再生債務者　前田栄里子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年12月16日

熊本地方裁判所民事第１部

会社公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七四四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五六頁（号外第一三六号）

平成二十一年十二月二十五日

札幌市豊平区月寒東一条一八丁目五番一号

（甲）日糧製パン株式会社

代表取締役　吉田　勝彦

札幌市豊平区月寒東一条一八丁目五番一号

（乙）株式会社ノースデリカ

代表取締役　吉田　勝彦

合併

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年二月一日であり、甲及び丙の株主総会の承認決議は平成二十二年一月二十六日に予定しております。

なお、乙は会社法第七百八十四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年八月五日

掲載頁　八十五頁（号外第一六四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月二十六日

掲載頁　八十九頁（号外第二四九号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十二月二十五日

宮城県仙台市泉区長命ヶ丘二丁目二二番地の二

（甲）株式会社すがわら葬儀社

代表取締役　菅原　裕典

宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目五番四号

（乙）株式会社三法商事

代表取締役　鎌田　修一

宮城県仙台市泉区長命ヶ丘二丁目二二番地の二

（丙）有限会社仙台メモリアル・サービス

代表取締役　菅原　裕典